

国内外事業者の課税の平等における関税の役割を踏まえて 物販系ECに関連する欧州関税法典改正

デロイト トーマツグループ
税務・法務領域ビジネスリーダー

溝口史子

日米欧で70億回に達した物販系ECの急速な拡大に伴い、関税・消費税法上の少額輸入貨物の免税制度の見直しが必要である。EUは2028年3月からImport OSSを利用するプラットフォームをみなし輸入者とし、150ユーロの関税法上の無条件免税制度を廃止するとともに、5段階ブランケット方式による簡易課税を導入する法案を検討している。

70億回、これがなんの数値か想像がつくだろうか。2024年に少額輸入貨物として日本（約1億7,000万件^(注1)）、米国（13億件）、EU（46億件^(注2)）で繰り返された免税輸入の回数である。その大半は越境ECである。海外サイトの激安アパレルは、消費税も関税も払っていないことですでに20%強の不当な競争優位を生み出している。

トランプ政権が中国・香港からの800ドル未満の少額輸入貨物に対して関税法上のデミニマス（免税枠）の適用を廃止すると打ち出した。これは単なる保護主義的な対中貿易政策と異なり、他国も次々と追随すると予測される施策である。その背景を解説する。

世界で急増する越境EC

日本の航空貨物の輸入件数が激増（2019年から2022年にかけて倍増）していることは報じたが（「ポストインボイス制度の消費税」『税務弘報』72巻2号（2024年）参照）、2024年は2023年の1億2,000万件から一気に5,000万件増加し、1億7,000万件になった。しかしこれで驚いてはいけな。EUの少額輸入貨物の通関申告件数は2023年から1年で100%増加し、23億件が2024年には46億件になった。中国の貿易統計データによると、消費者向け越境ECは2020年以降、激増している（図表1参照）。その仕

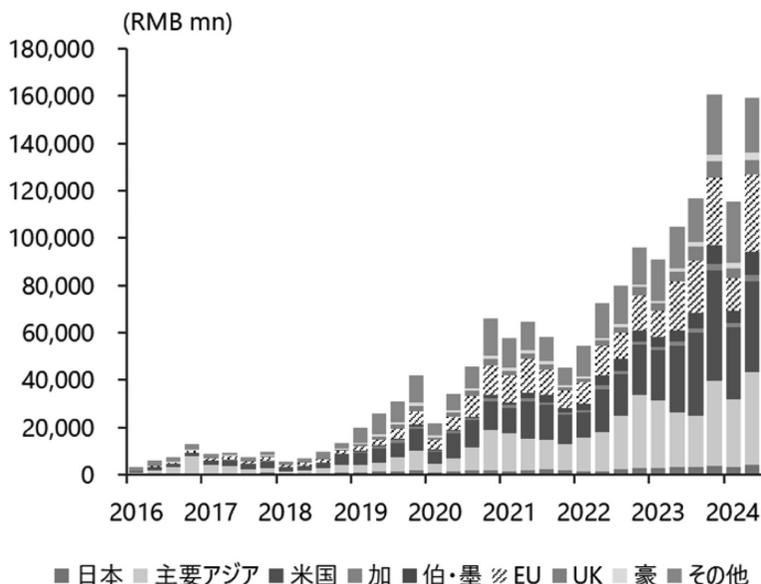
向地の中心は米国とEUであり日本は割合としては小さい。ただし、中国の輸出統計数値が示す、日本を仕向け地とする越境ECの輸出額は、日本側が把握している金額をはるかに上回っている。

中国の貿易統計データでは、B2C越境ECの統計に使われていると推測される第98類の日本向け輸出額は23年で約2,657億円となっている。これに対して、日本側で把握している23年の中国からの航空貨物を利用した輸入金額は1,716億円であり、約940億円の差が発生している。2023年から2024年にかけて日本への輸入件数は約4割増加しており、このギャップも拡大していると考え、約1,500億円程度になると推測される。これは中国1か国だけのギャップである。

この原因の1つとして、不正な低価申告が疑われる。日本では課税価格1万円以下の少額輸入貨物は、関税と輸入消費税が免税となる。消費者向けの場合、16,666円にグロスアップされる。この免税枠に収まるように、課税価格が本来は16,666円を超える物品についても、虚偽の低価申告が行われている可能性がある。また、個人使用目的でないにもかかわらず、個人目的と申告することで免税枠を引き上げる不正も実際に行われている。

影響は、消費税と関税の税収の逸失にとどまらない。もっと重大なのは国内市場における国

【図表 1】 中国側統計における第98類の国別輸出金額



(注) Foreign Trade : HS 2 Digits Classification : by Country : RMBの第98類のデータ。主要アジアは、韓国、シンガポール、台湾、フィリピン、マレーシア、タイ、ベトナム、インドネシア、インドの合計とした(出所) CEICのデータを基に筆者作成

内小売業にもたらされる競争上の不利益である。アパレル製品の関税率はおおよそ12%であり、少額輸入貨物の免税は10%の消費税と12%の関税の免税を意味する。日本の実店舗で販売されているアパレル製品の多くは海外で生産されており、製品が店舗に並ぶ前の在庫の輸入には関税が課税されている。したがって、海外から直送されるアパレル製品との間で22%の価格の競争不利益が生まれる。仮に、海外事業者が販売時に国内消費税を表示したとしても、益税を許容する日本の消費税において、消費者からは本来課税されない消費税を徴収する一方で、コストとなる関税と輸入消費税は低価申告により極限まで引き下げる、このようなことが横行している。

II 欧州関税法改革の背景

少額貨物の輸入免税制度が生み出す、消費税

と関税の問題について、EUはすでにVAT上の対策を講じていた。2017年頃から始まった電子商取引の驚異的な成長を察知したEU加盟国は、越境ECにより流入する少額貨物の現実にVAT制度を適応させるために、2021年7月から22ユーロ以下の輸入品に対するVAT免除を廃止した。同時にImport OSSを導入し、関税法上の少額輸入貨物の免税枠である運賃保険料抜きの価格が150ユーロ以下の貨物の輸入販売を行う者に、VAT電子申告により国内VATを納付する道を開いた。財務省資料^(注3)によると利用率は高く、少額貨物に占める登録者の貨物の割合は92%に上る(2021年7月から2022年6月)。つまり、92%の少額輸入貨物は、もはや免税ではなく国内VATが課税されている。残りの8%は輸入VATを納付するが、通関手続などで手間取るため、顧客からクレームがきて、通販事業者にImport OSSに登録するインセンティブを与える。登録者・非登録者の同期間の少額

輸入貨物の総額は、1兆6,400億円であるから、軽減税率を無視したEUの平均的なVAT税率を20%とすると、理論上は、3,280億円の増収である。EUは一連の電子商取引パッケージは継続的な成功であったと評価している。

次に問題となるのが関税である。2021年の改正においては関税制度上は少額輸入貨物の免税制度を残したため、不正の温床となっている。EUがコペンハーゲン・エコノミクスに外部委託して2016年に実施した調査では、国際郵便を利用する越境EC貨物の65%は不適切申告であったと報告されている。

2028年3月から適用が予定されている欧州連合関税法典の改正法案（以下、「改正法」という）^(注4)は、この関税制度の不備をふさぐ改正である。

改正法の序文において電子商取引関連規定の改正の趣旨が以下のように述べられている。「電子商取引における関税計算に標準的なルールを適用することは、多くの場合、特に歳入徴収に関して、税関当局及び経済事業者の双方にとって不均衡な事務負担をもたらすことになる。電子商取引を通じて第三国から輸入される物品（「輸入物品の通信販売（distance sale of imported goods）」）に対する強固かつ効果的な財政上及び関税上の取扱いを発展させるため、以下の目的でEU法を改正する（改正法序文（48）」）。

「電子商取引の場合、個人消費者への商品のオンライン販売を管理するインターネットプラットフォームなどのオンライン仲介業者によって関税債務が正しく支払われることを確保することが不可欠である。したがって、みなし輸入者は、購入者が電子商取引事業者（ほとんどの場合、インターネットプラットフォーム）に支払を行った時点で発生する関税債務の責任者であることを明確にすることが適切である。当該義務に関連する負担を簡素化するため、みなし輸入者は、納付すべき輸入税を決定し、かつ、その関税債務を定期的に納付する権限を与えられ

ることができるものとする（後略）。（50）」

具体的には、VAT法上の制度であるImport OSSを利用するデジタルプラットフォームを関税法上の「みなし輸入者（deemed importer）」とし、すべての税関手続と支払に責任があるとみなす。デジタルプラットフォームは、販売時に関税を顧客に対して請求し、それぞれの加盟国に納付する。税関はすべての販売に関してプラットフォームから関連情報を受け取るようになるため、新制度により税関は個別の貨物の製品要件の遵守をより効果的に実施できるようになる。税関は、これらの情報により、組織的な脱税行為が背後にあるのかを見極めて、さらに調査することができるようになる。新制度は消費者にもメリットがあり、販売時に関税を徴収するため、オンラインで購入したら思いがけない関税がかかってしまい、引き取るかどうしようか悩んでいるうちに返送されたというような不快なサプライズもなくなる。価格の透明性が高まって顧客満足度も上がるというわけだ。

通関手続の停滞を回避するため、みなし輸入者が適用できる電子商取引のための2種類の簡素化が予定されている。第一に、税率が5段階のバスケット方式を選択すると、非特惠原産地の証明が不要となる。少額輸入貨物の価値と比較して、非特惠原産地の証明の負荷は重いことから、一律の税率を定めることで証明を不要とする。第二に、簡素化規定を適用する場合は、貨物の最終目的地までの輸送費が課税価格に含まれる。

Ⅲ プラットフォームが「みなし輸入者」に

自社サイトで販売するオンライン販売業者や他社の商品を取り扱う電子商取引プラットフォームは、これまでのところ、輸入時の税関手続に関与していなかった。輸入者は個人消費者であり、関税がかかれば支払うのは輸入者である

個人消費者である。改正法では、Import OSSを利用するこれらの事業者を「みなし輸入者」として、申告義務を課し、関税の納付義務だけでなく、EU内で消費者に販売された商品の通関するために必要なデータに加えて、VAT目的で収集しなければならない情報も税関当局に提供する義務を課す予定だ。

改正法5条13号はみなし輸入者を以下のように定める。「みなし輸入者とは、指令2006/112/ECの第XII篇、第6章、第4節に規定された特別制度を使用する権限を与えられた第三国からEUの関税領域に輸入物品の通信販売に関与する者をいう。」。これはつまりVAT指令369I条以下のImport OSSの利用者、という意味である。つまり、VAT上のImport OSSを利用する事業者＝関税上のみなし輸入者、ということになる。

改正法21条にはみなし輸入者の義務が定められている。みなし輸入者は、遅くとも支払が受理された日の翌日までに、かつ、いかなる場合にも貨物の引取り前に、EUに輸入物品の通信販売に関する情報を提供又は利用可能にしなければならない（1項）。この通信販売に関する情報とは、VAT実施規則^(注5)の63c条(2)(Import OSSの利用者に対する帳簿保存義務)に定める項目であり（2項）、返品の場合は引取りに関する情報を無効とし、かつ、当該物品がEUの関税領域から出国することの証明を提供し又は利用可能なものとする（3項）を求められる。

通関申告書は、みなし輸入者自身又はその代理人により提出されなければならない（改正法67条2項）。通常、EUの関税債務は自由流通等の手続のために引き取った際に発生するが（改正法159条1項）、みなし輸入者は、通信販売に対する支払が受理された時点で関税債務を負い、債務者となるものとする（改正法159条3項）。原則として、税関は、貨物の引取り時に納付すべき関税額を輸入者又は輸出者に通知したものとみなされるが（改正法181条1項）、み

なし輸入者の場合、税関当局は、みなし輸入者に対し、1か月の間に当該みなし輸入者に引き渡されたすべての貨物に関する輸入に係る税の総額に相当する関税債務を計算し、翌月末までに、個別のコンサインメントの金額に関する明細とともに申告することを認めることができる。税関当局は、計算され、かつ、通知された額に同意しない場合には、納付すべき輸入に係る税又は輸出に係る税の額を決定する。税関当局は、関税債務について異議を述べなかった場合には、申告者が提出した後の合理的な期間の経過とともに当該関税債務について通知したものとみなす（改正法181条5項）。このような取り扱いが認められた場合には、181条5項に定める翌月の末が税額の納付期限となる（改正法186条2項）。みなし輸入者に関する規定は、2028年3月1日からの適用が予定されている（改正法265条2項）。

日本でも、非居住者と税関との連絡の窓口を担う者がいない場合に、適正な輸入申告を確保するとともに、税関による事後調査を可能とするため、税関事務管理人制度が拡充（令和5年10月1日施行）された。いわゆる特定税関事務管理人制度の導入である。「通販貨物の該非」が令和7年10月12日から施行予定であり、通販貨物の場合は、「プラットフォームの名称等」及び「国内運送先」が輸入申告項目に追加される。これにより、水際で通販貨物特定され、プラットフォーム運営者を特定税関事務管理人として指名する制度が整う。EUが目指す制度は、管理人としてではなく、プラットフォーム自体を輸入者とする点で、この特定税関事務管理人制度とは本質的に異なり、大きく先を行っている。

IV 150ユーロの少額輸入貨物 免税枠の廃止と通信販売に 関する関税上の簡素化規定

今回の改正の目玉は関税上の少額輸入貨物の

免税制度の廃止である。関税の免除に関する共同体システムを構築する理事会規則^(注6)第5章が削除され、150ユーロ以下の少額輸入貨物の免税制度が廃止される。

これに合わせて、簡素化規定が導入される。改正法5条(56)において、「通信販売に関する関税上の簡素化措置(simplified tariff treatment for distance sales)」とは、関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する1987年7月23日付理事会規則(EEC) No 2658/87第1条4項及び5項、並びに附則Iのパート1、セクションII、G項に規定された通信販売に関する関税上の簡易待遇を指す。」と定義されている。

規則(EEC) No 2658/87第1条4項、5項の改正により、輸入者が申請すれば、VAT指令14条4項2号に定義する第三国又は領域から輸入された貨物の通信販売(distance sales of goods imported from third territories or third countries)に該当する輸入貨物に対して、5段階のバスケット方式による関税の課税が行われる^(注7)。

VAT指令14条4項2号は、この第三国又は領域から輸入された貨物の通信販売とは、「販売者が輸送を手配して行うEUの域内取得が課税にならない事業者又は事業者でない者に対す

る販売で、新車、設置据え付けを伴う資産の譲渡以外」と定義する。関税法の規定が、VAT指令を引用することは珍しい。VATの少額輸入貨物の免税制度の廃止とプラットフォーム課税が先行して制度化された結果である。

このバスケット方式とは、以下の対象となる類に、原産地にかかわらず定率の関税率を適用する方式である(図表2参照)^(注8)。

越境ECで購入されることが多いとされるアパレル品は、61類、62類(衣類及び衣類附属品)、63類(繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、繊維用繊維の中古の物品及びほろ)に分類され、12%の関税率が適用となる。靴は64類(履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品)に分類され、17%が適用される。バスケット方式により、電子商取引に対する執行強化による、管理コストの潜在的な増加を相殺することが期待される。

バスケット方式の適用を選択する場合は、非特惠原産地に関する申告を求められない(改正法149条4項)。他方で、特惠関税率を適用したい場合には、バスケット方式を適用することができない(改正法150条10項)。みなし輸入者が物品の原産資格を証明することにより特惠関税率の利益を享受することを希望する場合には、

【図表2】バスケット方式

関税率	対象となる類
0%	14, 26, 47, 48, 49, 80, 97 例：野菜、紙、印刷物など
5%	05, 25, 27, 34, 43, 45, 46, 66, 67, 68, 71, 73, 75, 78, 79, 82, 83, 84, 85, 86, 89, 90, 91, 92, 94, 95 例：玩具、家庭用品など
8%	28, 29, 30, 31, 32, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 44, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 65, 69, 72, 74, 76, 81, 88, 96 例：医薬品、絹製品、ガラス製品など
12%	6, 12, 18, 35, 42, 61, 62, 63, 87 例：カーアクセサリ、衣類など
17%	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 64, 70 例：靴など

当該者は、標準的な手続を適用することによりこれを行うことができる。また、輸入者が通信販売について関税上の簡素化規定の適用を選択した場合には、物品がEUの関税領域に持ち込まれる場所までの輸入物品の運送費及び当該関税領域に入った後の運送費は、いずれも課税価額に含める（改正法156条2項）。このアプローチにより、付加価値税と関税の課税ベースの差異がなくなり、申告が容易になる。

通信販売に関する関税法上の簡素化規定に關する規定は、2028年3月1日からの適用が予定されている（改正法265条2項）。

EUは電子商取引の課税強化により、10億ユーロ（約1,700億円）の関税の増収を見込む。

V VAT法上の売買擬制と Import OSSの上限額の撤廃

2021年7月から導入されているVAT法上の Import OSSは、EU第三国からの輸入貨物の消費者に対する通信販売をマーケットプレイス等のインターフェースが仲介した場合に、仲介者が当該貨物を仕入れ販売したものとみなした上で（VAT指令14a条）、簡易課税制度の Import OSSで申告できるようにする制度であるが、輸入貨物の運賃保険料抜き価格が150ユーロ以下の貨物に制限されていた。この金額上限が撤廃される（注9）。併せて、Import OSSの上限額も撤廃される（改正法369I条）。つまり、EU市民である消費者に輸入販売する物販系ECのプラットフォームは、プラットフォーム上で販売されたすべての商品につき、販売に係るVATの納税義務を負うこととなる。Import OSS登録を行い、国内VATを申告した貨物に限り、輸入VATの納付が免除される（改正法143条、従来どおり）。この改正も、2028年3月1日からの適用が予定されている。現行制度は、プラットフォームに運賃保険料抜き価格が150ユー

ロ以下かどうかで下回ればプラットフォームが納税、超えれば出店者が納税という具合に、納税義務の有無を区別することを求めているが、今後はEU域外から輸入される全商品について一律に国内VATの納付を納めることが可能となるため、むしろプラットフォームにとっても簡素化になるのではないかと考える。

終わりに

税関はコロナも終わり激増する観光客の水際検査、不正薬物の密輸取締りや、知的財産権侵害品、金の輸入の取締りで大変忙しい。かたや、税関職員の数人は増えていない。輸入消費税や関税どころではない、というのが実情だと思う。

しかしながら、個人消費者がブランド品を細々と「並行輸入」する時代は、もう終わった。大量の財貨が輸入消費税も関税も払わずに日本に流れ込み、店舗展開して「輸入品」を販売している事業者のシェアを奪っている。「輸入品」とは明らかにそれとわかるブランドバックなどだけではなく、日本以外で製造されているモノという意味である。すなわち日本のメーカーが海外で製造しているすべての商品を含む。これらの製造原価には、日本に輸入される際に支払われた関税が含まれている。財務省も動き始めた。まずは、プラットフォームから輸入消費税に代わって国内消費税を徴収する仕組みの検討を始めている。消費税は消費地で課税されるのが原則である。それが輸入消費税でも、国内消費税でも、どちらでもよいのである。

これは世界各国の動きと完全にシンクロしている。プラットフォームはすでに海外でこのような義務を処理している。しかし、本稿で言いたかったことは、完全な海外事業者と国内事業者の間の平等のためには、関税も忘れてはならないということである。デミニマスの廃止はトランプ氏の蛮行などと思わず、真似したい。

（注1） 経済社会のデジタル化への対応と納税環

境整備に関する専門家会合（第2回）財務省説明資料（令和7年5月13日）

(注2) https://commission.europa.eu/news/tackling-challenges-e-commerce-imports-2025-02-05_en

(注3) 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合・前掲（注1）

(注4) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the Union Customs Code and the European Union Customs Authority, and repealing Regulation (EU) No 952/2013

(注5) Regulation (EU) No 282/2011

(注6) Council Regulation (EC) No 1186/2009 of 16 November 2009 setting up a Community system of reliefs from customs duty

(注7) 個別消費税の課税対象品目など一定の品目と73類, 98類, 99類に属する品目は対象外となる。

(注8) ANNEX to the Proposal for a Council Regulation amending Regulation (EEC) No 2658/87 as regards the introduction of a simplified tariff treatment for the distance sales of goods and Regulation (EC) No 1186/2009 as

regards the elimination of the customs duty relief threshold

(注9) Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC as regards VAT rules relating to taxable persons who facilitate distance sales of imported goods and the application of the special scheme for distance sales of goods imported from third territories or third countries and special arrangements for declaration and payment of import VAT

Profile

溝口 史子 (みぞぐち ふみこ)

デロイト トーマツグループ
税務・法務領域ビジネスリーダー
ドイツ税理士

東京大学法学部卒、ロンドンスクールオブエコノミクス欧州社会政策学修士。2001年1月にドイツ大手税理士法人に入社、05年3月にドイツ税理士登録。ドイツ税理士として日系企業の法人税及び付加価値税申告、移転価格文書化、税務調査対応、組織再編、買収時の税務デューデリジェンスを行う。15年よりデロイト トーマツ税理士法人間接税サービスパートナー。24年6月よりデロイト トーマツグループ税務・法務領域ビジネスリーダーに就任。著書として、『EU付加価値税の実務（第2版）』（中央経済社、2020年）のほか、共著書多数。

*

*

*